

広島中央環境衛生組合監査公表第2号

地方自治法第199条第14項の規定により、広島中央環境衛生組合管理者から令和5年度定例監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和6年2月26日

広島中央環境衛生組合監査委員 重 河 格
同 玉 川 雅 彦
同 水 橋 直 行

定例監査の監査結果に基づく措置について

1 監査の対象

対 象 課 等	監査結果報告提出年月日	措置事項通知年月日
総務課	令和5年9月29日 (広中環監第15号)	令和6年2月26日 (広中環総第41号)
施設3課	令和5年9月29日 (広中環監第15号)	令和6年2月26日 (広中環総第41号)

2 監査の実施期間

令和5年6月9日から令和5年8月29日まで

3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

(1) 総務課

監 査 の 結 果 （ 指 摘 要 望 事 項 ）	措 置 の 内 容
1 契約事務 (1) 契約手続きにおいて、関係規則の規定と異なる手続きが行われていた。定例的な契約であっても、都度、関係規則等の内容をよく確認し、適正な事務処理となるよう見直しをされたい。	指摘事項については、次年度契約手続きから見直しを行うとともに、今後、起案時に契約の手引き等の関係箇所について参考資料を添付するなどし、回議の過程で起案者以外の職員が事務処理を確認しやすくします。

<p>(2) プロポーザルにより契約の候補者を選定した後、契約の相手方を決定する手続きにおいて、「執行の決定」が行われないうちに、予定価格を決定していた。事務処理手順を丁寧に確認しながら事務を進められたい。</p> <p>(3) 業務の実施及び見積徴取起案において、職務権限規程の確認の誤りによる、合議の漏れがあった。関係規程等に基づく適正な事務処理となるようにされたい。</p>	<p>事務処理手順を改めて確認するとともに、手続きの流れが確認できるよう、起案時に手引き書等の参考資料を添付するなどし、回議の過程で起案者以外の職員が事務処理を確認しやすくします。</p> <p>職務権限規程の確認を徹底するとともに、起案に参考資料を添付するなどし、回議の過程で起案者以外の職員が事務処理を確認しやすくします。</p>
--	---

(2) 施設 3 課

監査の結果（指摘要望事項）	措置の内容
<p>1 契約事務</p> <p>(1) 仕様書の表記と実際の提出物や確認書類が異なるもの、不要な記載があった。仕様書は契約の内容を示す重要なものとなる。作成の際には内容を丁寧に確認されたい。</p> <p>(2) 契約の執行及び見積徴取起案において、合議の漏れがあった。関係規程等に基づく適正な事務処理となるようにされたい。</p> <p>(3) 受注者より提出された委託業務の業務完了届に、日付等に誤りがあるものがあった。報告書は履行を確認する書類であるので、記載内容について不備等がないか確認するようにされたい。</p> <p>(4) 起案中の説明等の誤りがあった。起案は意思決定を具現化するための案文を作成するものであり、決裁によってその内容が決定されてしまう。記載の内容については、起案作成、回議、及び施行の間に十分精査されるよう努めていただきたい。</p>	<p>仕様書については、業務内容を確認して提出書類等の必要項目を記載し、不要な記載を削除し、内容を精査したものに改めます。</p> <p>起案においては関係規定等に基づき、合議の漏れなどがないように主務者と補助者の2名での確認を徹底し、常に適正な事務処理となるように努めます。</p> <p>委託業務の提出書類については、その都度記載内容を確認し、修正が必要な場合には委託業者へ指導し、不備のないように努めます。</p> <p>起案書の作成に当たっては、十分に精査し記載内容に誤りがないように努め、なおかつ主務者と補助者の2名での確認を徹底するようにします。</p>